

# 賛助会員・サポーターズ会員大募集！

静岡のボート普及・育成・強化のために是非ご協力をお願いいたします。



## 静岡県ボート協会

### 静岡県ボート協会 平成29年度賛助会員（サポーターズ会員）募集のご案内

拝啓 陽春の候 皆様におかれましては益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

日頃は静岡のボート競技への御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年10月に岩手県の田瀬湖で開催されました第71回国民体育大会では、昭和45年の第25回岩手国体の3位入賞以来、久しぶりに成年女子種目（成年女子シングルスカル6位：坂井理夏選手）で46年振りに入賞することができました。

しかし、少年種目は残念ながら本大会への出場は『ゼロ』という結果に終わっております。少年種目は選手の期間が2年半という限られた時間しか無いという制約がありますが、少年世代へ継続してより多くのジュニア世代が育つ環境を早急に構築する必要があります。昨年度より小学生・中学生たちを支援する予算編成も組んでおります。

ホームページに掲げてあります『We are one SHIZUOKA』のスローガンのもとで静岡県選手たちの為により良い環境と更なる普及・強化事業を確実に実行していかなければなりません。

本年度も賛助会員・サポーターズ会員の皆様のご理解とご協力を是非とも宜しくお願い申し上げます。 敬具

平成29年4月

静岡県ボート協会 会長 池谷邦行

#### 資料①

静岡県ボート協会規約抜粋

第2章 目的及び事業

##### 【目的】

第3条 本協会は静岡県内のボート活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は(社)日本ボート協会に対して静岡県を代表するものとする。

##### 【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ボートに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のボートの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

#### 資料②

賛助会員並びにサポーターズ会員規定

第1条 この規定は静岡県ボート協会(以下「本会」という)規約第33条の規定に基づく賛助会員に関することを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎(4月1日～3月31日)とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 年額 1万円 注)2口以上でも可
- (2) 個人会員 1口 年額 5千円 注)2口以上でも可

第6条2項 サポーターズ会員の会費は、次のとおりとする。

- 1口 年額千五百円 注)2口以上でも可

会費振替時には、1 社会人 2 大学 3 高校 4 中学 5 協会全体 のサポート対象の選択ができる。

※但し、4条における受項目はなしとし、その代わりに入金確認後、速やかにお礼状並びに 県ボート協会エンブレム付のクリアファイル1枚を進呈する。

第7条 賛助会費(サポーターズ会費)の使用目的

- (1) 本会規約第2章第5条の事業運営費の一部として使用する。
- (2) 本会競漕水域における地域活性化活動の一部として使用する。

附則 この規定は平成28年4月3日より施行する。

・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東  
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ボート協会  
※ 振替料金 無料 (静岡県ボート協会が負担します)  
受取人払いの用紙を必ずご使用ください。

・ 連絡先 TEL:053-454-2014 FAX:053-454-4130 静岡県ボート協会 総務委員長 鈴木宏和